

令和2年度
尼崎市国民健康保険特定保健指導
完了率向上に向けた保健指導業務
企画提案募集要項

令和2年2月

尼崎市

令和2年度尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導業務
企画提案募集要項

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善することで、将来の脳・心血管疾患、糖尿病合併症の発症を予防することを目的としています。本市においても、平成20年度から生活習慣病予防対策を重要課題として捉えており、保健指導完了率の向上に向けた取り組みや、対象者の生活習慣改善の促進を行ってきました。本市では、特定保健指導完了率の令和2年度目標値を57.5%としており、令和3年度に国の参酌目標である60%を目指しています。今回、その目標達成に向けた企画提案を募り、特定保健指導のより効率的・効果的な実施を目的として、公募型プロポーザル方式により、委託事業者を募集します。

1 業務名

尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導業務

2 業務内容

「尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導業務仕様書」のとおり

3 業務期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

今回の企画提案により選定された事業者との契約は、保健指導の質の担保をしつつ、継続的な支援体制を整えるため、令和4年度までを限度とし、年度毎の単年度契約とします。ただし、業務実績が振るわない時や、尼崎市議会において予定の議決が得られない時は、契約を更新しない場合があります。

4 提案上限額

17,602,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この限度額を超えての企画提案は受け付けられません。

提案上限額については、契約予定額を示すものではなく、契約金額については、本市と委託内容の詳細について協議及び調整を行う中で、毎年度予算の範囲内で決定します。ただし、尼崎市議会において予算の議決が得られることを条件とします。

なお、本契約は単価契約とし、保健指導の支援形態毎の単価に応じて支払います。詳細は「尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導業務仕様書」の「8 支払方法」を参照すること。

5 参加資格要件

- (1) 本市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (2) 仕様書に記載する業務を円滑に執行する能力を有し、過去に国や地方公共団体等における特定保健指導業務の実績を有していること。加えて、仕様書に基づき確実に特定保健指導実施率及び完了率が向上するよう、企画立案から業務実績の評価までの業務を一括対応することが可能であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当せず、また該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (7) 自己又は自社の社員等が、次のいずれにも該当せず、又次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 宗教の協議を広め、儀式行事を行い、及び教化育成しうることを主たる目的とする団体
 - ② 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - ④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに請負者として不適当であると認められる者
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
- (8) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと。
- (9) 個人の市民税及び県民税の特別徴収義務者としての義務を怠っていないこと。
- (10) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関としての登録をしていること。

(11) プライバシーマークの使用を許諾されていること。

6 企画提案にかかる手続き

(1) 実施スケジュール (予定)

内容	日程	提出方法
募集要項の配布	2月4日(火)～	
委託業務内容に関する説明会	2月12日(水)16時	
募集要項に関する質問の受付期間	2月13日(木)～17日(月) 17時まで(必着)	電子メールのみ
質問及び回答の公表	2月19日(水)	
参加表明書の受付期間	2月13日(木)～2月21日(金) 9時～17時まで(必着)	持参又はFAX
企画提案書等の提出期間	2月25日(火)、26日(水) 9時～17時まで(必着)	持参又は郵送
プレゼンテーション及び審査	3月2日(月)(予定)	
選考結果の発表及び通知	3月4日(水)(予定)	
契約締結	3月中旬	

- ① 上記の内容は、応募状況や選考経過等により変更となる場合があります。
 - ② 参加者が6社以上となった場合は、事前書類審査を行い5社を選定する。また、6社に満たない場合は、参加者すべてを対象にプレゼンテーション審査を行います。
 - ③ プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション参加者へ個別に連絡を行います。
- (2) 募集要項の配布方法
尼崎市ホームページからダウンロードすること。
http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zigyousya/co_bosyu/1018920.html
- (3) 委託業務内容に関する説明会について
2月12日(水)16時から尼崎市本庁南館1階にて行います。2月10日(月)17時までに、事務局(後述)宛てに電話で事前予約すること。
- (4) 本募集要項に関する質問・回答及び公表
- ① 受付期間
2月13日(木)～2月17日(月)17時必着(土日を除く)のこと。受付期間を過ぎて提出された質問や、次に定める受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けません。
 - ② 受付方法
別紙1【様式1】「募集要項に関する質問書」に質問事項を記載し、事務局(後述)

宛てに電子メールで提出するものとし、これ以外の方法での質問は受け付けません。

また、電子メールのタイトルを「プロポーザル質問書（事業者名） 尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導業務」とし、電子メール送信後に事務局（後述）の担当者まで送信した旨の電話をしてください。なお、質問は本プロポーザル及び業務委託に関する内容以外は受け付けません。

③ 回答及び公表

質問者と参加表明書受付済みの事業者へ電子メールにて随時回答します。その後、2月19日（水）にホームページにて全ての質問及び回答を公表します。

④ 事務局

〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 尼崎市本庁南館 1階 健康福祉局 保健部 健康支援推進担当 担当：清水、山田 TEL：06-6489-6797 FAX：06-6481-1409 E-mail：ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp

(5) 参加表明書の受付

① 受付期間

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、2月13日（木）～2月21日（金）
（土日を除く）、時間はいずれも9時から17時までの間に提出すること。

② 受付方法

別紙2【様式2】「参加表明書」に必要事項を記載し、事務局まで直接持参もしくはFAXにて提出すること。FAXの場合は、送信後に事務局（上述）の担当者まで送信した旨の電話をすること。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案に必要な書類を、次のとおり提出すること。

① 提出期間

参加表明書を提出した事業者は、2月25日（火）、2月26日（水）の二日間、時間はいずれも9時から17時までの間に提出すること。

② 提出方法

事務局（上述）に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、封筒表に「尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導業務プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

なお、提出後の書類の差替え、プレゼンテーション及び審査当日の追加資料の提出は原則行えません。また、提出物の返却も行いません。

③ 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ア～クの順に並べたうえで、A4 縦型または A4 横型の様式で1セットとし、10部

提出すること。キ～シについては1部のみ提出すること。

なお、尼崎市競争入札参加資格を有している者は、キ～シの書類は不要です。

ア 企画提案書【自由様式】

「尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導業務仕様書」に基づき、下記事項については必ず記載することとし、記載順については下表の項目順にすること。

項目	詳細
1. 基本方針	保健指導を実施する上での基本方針や重視している点
2. 運営管理	従事予定の人員の体制
	研修体制
	利用者からの苦情の対応方針、体制及び再発防止の対策
3. 個人情報保護・安全管理	個人情報管理体制
	安全管理体制
4. 企画提案内容	保健指導プログラムの内容
	特定保健指導実施率及び完了率向上のための対策
	特定保健指導実施率及び完了率の目標値

イ 見積書（別紙3【様式3】）

様式3に必要事項を記載し提出すること。

なお、経費の内訳については、費目別に整理した上で自由様式にて提出すること。

ウ 事業運営に関する組織体制【自由様式】

業務責任者の職名と、その者の業務略歴・実績並びに、業務の一部の再委託を予定している場合は、再委託先名と再委託先業務の内容を記載したもの等と、類似業務受託実績を併せて提出すること。

なお、類似業務受託実績に記載する事項は、次の「エ 類似業務受託実績」に準ずること。

エ 類似業務受託実績【自由様式】

特定保健指導の業務実績について、「委託者名、業務名、業務概要、業務期間及び業務実績（業務前後での特定保健指導実施率及び完了率の変化など）」を記載したものを提出すること。

オ 暴力団等の排除に関する誓約書（別紙4【様式4】）

カ 応募事業者の企業全体の概要が分かる資料、パンフレット等

キ 一般社団法人日本情報経済社推進協会のプライバシーマーク登録証の写し

ク 納税証明書

事業所がある市町村（尼崎市で課税がある場合は尼崎市）が発行する納税証明書及び所轄税務署発行の納税証明書（提出日前 3 ヶ月以内に発行された正本）

ケ 営業報告書【自由様式】

直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

コ 法人登記簿謄本（提出日前 3 ヶ月以内に発行された正本）

サ 代表者印鑑登録証明書（提出日前 3 ヶ月以内に発行された正本）

シ 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）

7 企画提案に際しての留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルは、受託候補者の選考を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの業務内容を確約するものではありません。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (4) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
 - ③ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑤ 本要項に違反すると認められる場合
 - ⑥ 「4 提案上限額」を超えた提案である場合
 - ⑦ 契約締結日までに「5 参加資格要件」を欠く事態が生じた場合

8 企画提案内容に関するプレゼンテーション

(1) 実施日と持ち時間

3月2日（月）に、企画提案内容に関するプレゼンテーションを事業者ごとに1社30分（発表20分、質疑応答10分）を持ち時間として行います。内容は、事前に提出された企画提案書類に基づいたものとします。なお、開始時間については追って連絡します。

(2) 出席者について

プレゼンテーションの出席者の指定はしませんが、選考委員からの質疑にその場で回答できる者としてください。質疑に対する回答は、その時点での回答を正式回答とし、後日の回答は認めません。また、プレゼンテーションに参加する人員は5名以内とします。

(3) その他

プレゼンテーションの実施に際し、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意します。その他の機材が必要な場合は当日持参することとし、その旨事前に事務局（上述）の担当者まで電話すること。

9 選考方法

- (1) 委託事業者は、選考会議の選考に基づき市長が決定します。
- (2) 選考は、別途組織された選考会議において選考を行います。
- (3) 選考は、選考基準に基づき企画提案書等、プレゼンテーション審査により行います。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉者とし、委託契約に向けて協議を実施します。ただし、その者との協議が整わない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に協議を実施します。ただし、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点未満である場合は、選定しません。
- (5) 参加者が1社になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば選定します。

10 審査基準

別紙5「審査項目及び評価の視点」に基づいて審査を行います。

11 選考結果の発表

選考結果については、次の日程で電話及び文書にて連絡します。なお、選考結果についてはホームページにて公表しますが、その他の選考経過や事業者等に関する質問については受け付けません。

発表予定日 3月4日(水)

12 契約締結にかかる手続き

(1) 仕様等の確定

契約締結に向けて、受託候補者と協議を行います。受託候補者の選定をもって受託候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。

協議により、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除等について協議したうえで本契約の仕様に反映させます。

(2) 契約保証金

本市と契約する際には、地方自治法施行令第167条の16第1項の規定及び尼崎市契約規則により、契約日から5日以内に契約保証金(契約金額の100分の5以上)を納付しなければなりません。ただし、尼崎市契約規則第32条各号に該当する場合は契約保証金の納付は免除します。

1 3 その他

- (1) 提出された企画提案書類は、選定の公正性、透明性、客観性を明らかにするため、公表することがあります。
- (2) 業者選定に関する審査内容及び経過については公表しません。
- (3) 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成すること。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期、若しくは取りやめることがあります。

1 4 問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 尼崎市本庁南館 1 階
健康福祉局 保健部 健康支援推進担当 担当：清水、山田
TEL：06-6489-6797
FAX：06-6481-1409
E-mail：ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上